

多文化共生社会基本法案 概要

目的（1条）

我が国における近年の在留外国人の増加

在留外国人が国民と共に円滑に生活する**多文化共生社会**の形成を推進

定義（2条）

【多文化共生社会】（2項）

国民及び在留外国人[※]の一人一人が、社会の**対等な構成員**として、
国籍及び社会的文化的背景を認め合い、
相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会

※ 【在留外国人】 我が国に住所を有し適法に在留する外国人（1項）

基本理念（3条）

- 人権尊重を前提とした**在留外国人を包摂できる社会の実現**（1項）
- 在留外国人の増加による**社会経済情勢の変化への配慮**（2項）

責務・努力

- **国の責務**（4条） ○ **地方公共団体の責務**（5条）
 - **事業者の努力**＝基本理念に配慮した事業活動の実施、国等の施策への協力（6条）
 - **国民の努力**＝あらゆる社会分野における多文化共生社会の形成への寄与（7条）
 - **在留外国人の努力**＝日本語の習得、地域の文化・慣習についての理解、子の教育（8条）
- ※ その他、関係者相互の連携・協働（9条）、法制上の措置等（10条）、年次報告等（11条）について規定

【国】

多文化共生基本計画（12条）

【都道府県・市町村（共同策定可）】

地域多文化共生計画（13条）

基本的施策

【国の施策】

- 国籍又は社会的文化的背景が異なることを理由とする差別の禁止（14条）
- 差別に関する相談及び紛争防止等のための体制の整備（15条）
- 教育及び啓発、交流促進等による国民の関心と理解の増進等（16条）
- 日本語等の習得機会の確保、情報提供等による生活の円滑化（17条）
- 学齢期の者の就学等の未成年の在留外国人に対する教育の機会の確保（18条）

【地方公共団体の施策】

- 国の施策を勘案し、地域の特性に応じた施策を推進（19条）

推進体制の整備

【国】 総務省その他の関係省庁による**多文化共生推進会議**（20条）

多文化共生庁の設置に関する基本方針（22条）

→多文化共生社会の形成の推進について総合調整機能を有する総務省の外局

【都道府県・市町村】 **多文化共生審議会等**（21条）

→構成員は、民間支援団体その他の多文化共生社会の形成の推進に関して優れた識見を有する者

- 施行期日…公布の日
- 施行後2年を目途に、在留資格を有することなく我が国に在留する外国人の人権保障の在り方について検討
- 上記の期間においても、在留資格を有することなく我が国に在留する外国人の人権に配慮